建築系の学生の皆さんへ 業務紹介 & 採用案内



今、ここで、地震や火災が起きたら、 あなたは自分の身を守れるでしょうか。 今、あなたは、自分が思う場所で、 思う暮らしを送れているでしょうか。 私達は問い続けています。 多くの問題に直面するこの社会の中で、 建築は、住まいは、まちは、暮らしを守り、 豊かにしているでしょうか。 私達が日々挑むのは、建築、住まい、まちのあり方を考えること。 それは、暮らしを守ること。 そして、社会を見つめ、少しでも暮らしを豊かにすること。 つくるのは、 建築、住まい、まちのあり方。 そして、暮らしのあり方。 それが、私達の使命です。

## Contents 目次

| はじめに・・・・・・・・・・・・・・0:       | 1 |
|----------------------------|---|
| 目次・・・・・・・・・・・・・・・・02       | 2 |
| 1. 業務紹介                    |   |
| (0)建築・住宅・まちづくり分野について・・・・03 | 3 |
| (1)建築物の安全の確保と質の向上・・・・・05   | 5 |
| (2)建築物の環境対策・・・・・・・・・07     | 7 |
| (3)誰もが安心して暮らせる住環境の実現・・・・09 | 9 |
| (4)安心して住宅を取得できる環境づくり・・・・1  | L |
| (5)都市計画・まちづくり・・・・・・・13     | 3 |
| (6)建築・住宅分野の国際関係業務・・・・・15   | 5 |
| 2. 採用案内                    |   |
| (1)採用関連情報・・・・・・・・・・17      | 7 |
| (2) 採用Q&A······18          | 3 |
| (特集1)若手職員インタビュー・・・・・・19    | 9 |
| (特集2) キャリアパス・・・・・・・・・2     | L |
| (特集3)若手職員の声・・・・・・・・・23     | 3 |
| (特集4)数値で見る建築職・・・・・・・・25    | 5 |

## 建築・住宅・まちづくり分野について

安全・快適に暮らすことのできる質の高い生活空間の構築を目指して、建築・住宅・まちづくりの様々な分野で、政策をデザインし、政策を実行しています。建築・住宅・まちづくり分野は、私たちの生活との関係が深く、政策の効果が身近なところで様々な形となってあらわれます。また、関係する他の政策分野も多くあり、非常に幅の広い業務といえます。

01

→P05-06

建築物の 安全の確保 と質の向上

- ・ 建築物の安全の確保
- ・木材利用拡大や既存ストック活用に向けた制度整備
- ・建築分野のDXの推進
- ・建築物のバリアフリー化の促進

02

→P07-08

建築物の 環境対策 (省エネ・ 木造建築物)

- ・住宅・建築物の省エネ化・脱炭素化の推進
- ・先導プロジェクトへの支援
- ・木造住宅の振興
- ・和の住まいの魅力の発信

03

→P09-10

誰もが 安心して 暮らせる 住環境の 実現

- ・被災した方々の住まいの確保
- ・高齢者が安心して健康に暮らせる住環境の実現
- ・誰もが安心して入居できる賃貸住宅の普及促進
- ・地域で安心して暮らせる住環境整備の促進

04

→P11-12

安心して 住宅を 取得できる 環境づくり

- ・住宅の性能を評価・表示する制度の普及
- ・長期優良住宅の普及・促進
- ・既存住宅の流通の促進
- ・長期固定住宅ローンの提供

05

→P13-14

都市計画・ まちづくり

- 良好な市街地環境の確保
- ・都市の防災性の向上
- ・増加する空き家への対応
- ・コンパクトシティの推進

06

 $\rightarrow$ P15-16

建築・住宅 分野の国際 関係業務

- ・日本企業の海外展開のサポート
- ・新興国の持続的発展に向けた国際協力
- ・国際的なルールづくりへの参加
- ・先進諸国との情報交換

## 身近なところで見られる政策の実現イメージ



## 主な配属先

## 国土交通省

住宅局

都市局

不動産・建設経済局 総合政策局

国土技術政策総合研究所 地方整備局

内閣官房•内閣府

復興庁

消費者庁

消防庁

林野庁

地方公共団体

OECD・ユネスコ

| 小いつフレロベ                               |     |
|---------------------------------------|-----|
|                                       |     |
| 住宅戦闘                                  | 各官付 |
|                                       |     |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |     |

住宅経済·法制課

総発理

住宅総合整備課

安心居住推進課 住宅生産課

建築指導課

市街地建築課

参事官(マンション・賃貸住宅担当)付

参事官(住宅瑕疵担保対策担当)付

参事官(建築企画担当)付

## 01

## 建築物の安全の確保と質の向上

国民の生命、健康、財産を守るために建築物に関する最低限の基準を定める建築基準法などの法令の見直しや、その運用がスムーズに行われるための体制の整備を行っています。

建築関係法令の業務は、建築業界をはじめとした経済・社会活動に大きな影響を与える責任 の重い仕事ですが、日本の建築のあり方に深く関わることができる仕事です。

## 建築物の安全の確保

- ●建築物の安全性を確保するため、最低限の基準 を設定するとともに、建築確認制度や定期的な 調査・検査などの仕組みを作っています。
- 地震や火災の際に人命を守るための基準・制度を整備していますが、建築コストや手続きの負担などとのバランスをとる必要があります。
- 研究者や事業者、自治体などの様々な立場の方とやりとりをしながら、社会のニーズや技術的な知見を踏まえて制度設計を行っています。



木造3階建て学校の実大規模の火災実験 (国立研究開発法人建築研究所のホームページより)

## 木材利用拡大や既存ストック活用に向けた制度整備

- ■2022年6月の建築基準法の改正では、木材利用 を促進するため、大規模な建築物の全体あるい は一部を木造化しやすくするための基準・制度 を整備しました。
- ●また、既存建築物の改修・転用をしやすくする ための規制の合理化も行っています。
- このほか、木造住宅をより安心して建てられる よう、建築確認制度を見直しました。



部分的な木造化のイメージ

## 建築分野のDXの推進

- 建築分野におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)にも積極的に取り組んでいます。
- BIM (Building Information Modeling) の活用を 推進するため、発注・設計・施工・維持管理の関係 者が参画する会議を立ち上げ、BIMの将来像を議論 し、活用の促進策の検討を進めています。
- また、建築物に関する手続きのデジタル化を進める ための法令の見直しやルールの制定なども行ってい ます。



BIMモデルの活用イメージ

## 建築物のバリアフリー化の促進

- 障害のある方を含め、誰もが障壁なく店舗や劇場、 スタジアム、ホテルなどを利用できるよう、段差の 解消・出入口幅の確保など、建築物のバリアフリー 整備のためのルールを作っています。
- ●法令のみならず、具体的な設計モデルや事例を示す 「建築設計標準」というガイドラインの策定・普及 にも取り組んでおり、障害当事者や事業者などの 方々と協力し、バリアフリー化を促進しています。



国立競技場の車椅子使用者用客席

## より安全な日常生活の実現 を目指して

#### 仕事の内容について

私は建築基準法の総則や一般構造に関する規制の見直し、運用を担当しています。

現在は、2025年度に施行された改正建築基準法に設計者、審査者が対応できるよう周知等の必要な取組を行う他、既存建築ストックの有効活用や持続可能な市街地の実現に向けた、建築分野の中長期的なあり方に関する検討に取り組んでいます。

また、手続きのデジタル化の推進にも取り組んでいます。実務を担当する自治体の方などと議論しながら、使いやすいシステムとそれを実現可能とする制度のあり方について検討しています。

#### やりがいについて

建築基準法は昭和25年に制定されて以降、長きにわたり建築物と私たちの生活の安全を守ってきました。長い歴史ある制度を時代の変化に対応すべく検討していく過程では、時に難解な課題に直面することもありますが、だからこそ意義深くやりがいのある仕事だと感じます。

経験豊富な先輩職員や実務をよくご存じの出向者が 周りにたくさんいるので、教えてもらいながら理解 を深めることができます。勉強の毎日ですが、一つ 一つの業務に対し自分なりにゴールまでの道筋を立 てられるようになると自分の成長を感じます。



※ 所属は当時のもの

## 02

## 建築物の環境対策(省エネ・木造建築物)

建築による手法

深刻化する地球温暖化問題へ対応するため、国際的に温室効果ガスの排出量を削減する必要 があります。日本でも、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を実現するため、住宅・建築物分野の省エネ化を徹底的に進めるこ ととしています。また、環境に優しく、温室効果ガスの吸収源対策としての効果が期待される 木造建築物の振興にも力を入れています。

## 住宅・建築物の省エネ化・脱炭素化の推進

- ●住宅・建築物の省エネ化を進めるために、2022 年6月の建築物省エネ法の改正により、2025年 度から原則すべての新築住宅・建築物について 省エネ基準への適合が義務付けられています。
- 今後は、2030年度以降に新築される住宅・建築 物について、ΖΕΗ・ΖΕΒ基準の水準の省工 ネルギー性能の確保を目指しています。
- また、脱炭素化の推進のためには、建築物の使 用に伴うCO2排出のみならず、建設から解体ま でのライフサイクル全体でのCO2排出の削減が 重要であることから、関係省庁とも連携し、ラ イフサイクルカーボンの算定・評価に関する制 度の構築を進めています。

#### 設備による手法 創エネ化 ▶ 太陽光·熱利用 外皮の断熱と 日射遮蔽による手法 躯体の断熱 高効率化 暖冷房設備 開口部の断熱と日射遮蔽 ● 照明設備 建築計画上の手法 換気設備 地域や敷地を読む 給湯設備 住まい方

住宅における省エネルギー化のイメージ

## 先導プロジェクトへの支援

- 住宅・建築物の省工ネ化を推進するためには、 規制によるボトムアップだけでなく、建築技術 の開発などのトップアップも必要です。
- ○このため、新しく先導的な技術を活用し、優れ た省工ネ性能を持つ住宅・建築物のリーディン グプロジェクトへの支援を行い、技術の普及や 省エネに対する意識の醸成に取り組んでいます。









先導プロジェクトの例(左上:『北方型住宅』) (右上:ホテルオークラ) (下:グランフロント大阪)

### 木造住宅の振興

- 省工ネ性能等に優れた木造住宅の普及が必要ですが、 中小工務店はゼロエネルギー住宅等の環境性能の高い住宅の建築技術やノウハウを蓄積しづらいという 課題があります。
- このため、環境性能の高い住宅の建築経験が豊富な中小工務店や資材供給事業者・建材流通事業者などが連携し、省工ネ住宅の建築経験が少ない中小工務店をサポートする取組を支援しています。



補助制度を活用して建築された木造住宅

## 和の住まいの魅力の発信

- ●日本の伝統的な住まいには、地域の気候・風土・文 化に根ざした住まいづくりの知恵が息づいています が、近年はこうした伝統的な住まいが失われつつあ ります。
- このため、和の住まいや住文化の良さを再発見・再 認識するためのシンポジウムを開催し、普及活動を 推進しています。
- ●また、「日本の住まいの知恵」について紹介するパンフレットを作成し、海外にも情報発信をしています。







日本の伝統的な住まい

# 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の姿を考える

#### 仕事の内容について

住宅・建築物分野の省エネ対策強化や脱炭素化の推進のため、建築物省エネ法などの各種法律に基づく規制や誘導措置によって、2030年、2050年といった将来に向けて、省エネ性能の向上を促進しています。また、建築物の使用時の省エネだけではなく、建設から解体までのライフサイクル全体でのCO2排出量を削減するために、ライフサイクルカーボンの算定・評価制度の構築や、補助事業も行っています。

#### やりがいについて

政府全体のエネルギー政策・脱炭素関係施策の動きと常に連動しながら、時流を捉えて、住宅・建築物分野の取組を前向きに実現し進めていく点にやりがいを感じています。また、経済産業省や環境省をはじめとした関係省庁との調整、建築物や建材・設備に関係する多数の事業者・業界とのやりとりも多く、幅広いステークホルダーの間に立って課題を整理し、政策を現実のものとしていく醍醐味があります。

業務の幅が広く、ものごとの全体を見ながら、細かい運用まで責任を持って詰めていく総合的な仕事は大変ですが、大きなテーマを具体化して仕組みを動かすことには充実感を感じます。

どの部署でもそうかもしれませんが、世の中の事象に対して想像力を持って、日々の業務に向き合うことが重要だと感じています。 幅広い興味関心を表しています。



※ 所属は当時のもの

## 03

## 誰もが安心して暮らせる住環境の実現

災害で被災し住宅をなくされた方々の住まいの確保や、高齢者・障害者・子育て世帯など、 異なるニーズを抱える方々が、みな安心して暮らせる住環境の実現に向けて取り組むことは国 の重要な役割です。そのため、自治体や事業者に対する支援を行うほか、様々な制度の普及促 進に取り組んでいます。

### 被災した方々の住まいの確保

- 近年は大規模な災害が頻発しており、住まい・ まちの復興は非常に重要な課題となっています。
- 被災地が早期に復旧・復興できるよう、被災した方々のための災害公営住宅の整備などに対する支援をはじめ、多様な手法により被災者の住まいの確保を推進しています。
- 2024年1月に発生した能登半島地震により被災 した自治体の復興まちづくりや住まいの復興に 向けた計画づくりも支援しています。



災害公営住宅の例(岩手県大槌町)

## 高齢者が安心して健康に暮らせる住環境の実現

- ひとり暮らしの高齢者など、安否確認や生活相 談などが十分ではないことから、自宅に住み続 けることに不安を抱える高齢者世帯が存在しま す。
- そのような方々が、安否確認や生活相談をサービスとして享受しつつ安心して暮らせる賃貸住宅の充実に向けて、「サービス付き高齢者向け住宅」の整備を促進しています。



サービス付き高齢者向け住宅の例

### 誰もが安心して入居できる賃貸住宅市場の整備

- 高齢者・障害者・子育て世帯などの方々は、賃貸 住宅に入居する際、様々なリスクへの不安から、 大家さんに入居を拒まれてしまうことがあります。
- 誰もが安心して住まいを確保できるよう、こうした方々の入居を拒まない賃貸住宅を大家さんに登録してもらう制度を推進しています。
- また、2024年6月には住宅セーフティネット法を 改正し、地域の住宅や福祉に携わる人々が連携し、 入居者も大家さんも安心して利用できる市場環境 づくりを進めています。



セーフティネット登録住宅に登録された賃貸住宅

## 地域で安心して暮らせる住環境整備の促進

- 高齢者、子育て世帯などが地域で安心していきいきと暮らせる住環境の整備が求められており、地域の実情に応じた課題解決が重要です。
- このため、地域の実情に合わせた課題策を提案する取組を支援し、サービス付き高齢者向け住宅や 子育て支援施設等の整備を促進しています。



サービス付き高齢者向け住宅や子育て支援施設等を含む 複合拠点施設整備の例(東京都稲城市)

## すべての人が安心して暮らせる 住宅セーフティネットの実現

#### 現在の仕事について

安心居住推進課では、サービス付き高齢者向け住宅や住宅セーフティネットに関する制度や予算を中心に、高齢者や障害者など多様な世帯が安心して暮らせる住環境を実現するための施策を実施しています。社会保障の観点から捉えた住宅施策という意味で、厚生労働省と問題意識が近く、現在も、実際に厚生労働省、法務省、こども家庭庁と連携しながら、住宅セーフティネット制度の充実を図るための検討に取り組んでいます。

#### 国交省での仕事のやりがい

日々の業務の中で、データや技術的な知見を踏まえて政策を立案し、現場や有識者など、幅広い視点からの意見を踏まえて議論・調整を重ね、業界や消費者に分かりやすい形でアウトプットすることが必要です。その中では、困難な場面もたくさんありますが、自分の仕事と社会のつながりを感じられる機会も多く、とてもやりがいがあります。

人々の暮らしに直結するような、大きな方向性づくりに関与できる仕事に魅力を感じたのが、国土 交通省で働きたいと思ったきっかけです。若手も 意見を出しやすい雰囲気なので、上司や先輩と議 論を重ね、知識を吸収しながら、日々成長するこ とができます!



※ 所属は当時のもの

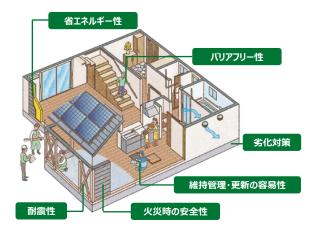
## 04

## 安心して住宅を取得できる環境づくり

住宅を購入する消費者が、住宅の品質や資金調達などに不安を感じることなく、安心して住宅を購入できるようにするため、様々な仕組みづくりを行っています。また、既存住宅の流通を進めるため、消費者が安心して既存住宅を購入できる仕組みづくりにも取り組んでいます。

## 住宅の性能を評価・表示する制度の普及

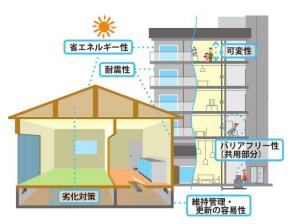
- 住宅の性能に関する共通のルールがない場合、消費者にとっては、事業者が宣伝する性能に関する情報が適切なのか、不安を持ってしまいます。
- このため、住宅の性能に関する統一的な基準を設け、等級や数値を使って分かりやすく表示する住宅性能表示制度を創設し、住宅の性能が評価される環境づくりを行っています。
- 省エネ分野においては、従来の最高等級より高い性能であることを示す等級を新たに設定し、より優れた省エネ性能を持つ住宅を評価できるようにしました。



住宅性能表示制度のイメージ

## 長期優良住宅の普及・促進

- ●日本の住宅の平均築後年数は、欧米諸国に比べる と短く、「いいものを作って、きちんと手入れし て、長く大切に使う」ことが重要です。
- このため、数世代にわたる使用を想定した耐久性、 省工ネ性能等を備えた良質な住宅を長期優良住宅 として認定し、その普及を促進しています。



長期優良住宅の認定基準

### 既存住宅の流通の促進

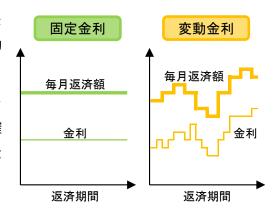
- ●既存住宅には「不安」「汚い」「わからない」といっ たマイナスイメージがあり、既存住宅の流通が進まな い要因の一つとなっています。
- ○このため、耐震性や改修履歴の開示などの基準を満たした既存住宅に専用のロゴマークをつけて販売できる安心R住宅制度を創設し、「住みたい」「買いたい」 既存住宅を選択できる環境の整備を行っています。



安心R住宅のリフォーム提案イメージ

## 長期固定住宅ローンの提供

- ●住宅の購入費用は大きく、住宅ローンの返済期間も長期にわたるため、市場金利の変動により返済額が変動すると将来の計画が立てづらくなります。
- このため、住宅を購入する方が、安心して住宅ローン を組めるよう、お金を借りた時に、将来の返済額が確 定する長期固定金利の住宅ローン【フラット35】を 供給するための仕組みづくりを行っています。



ローンの返済期間と金利の変動のイメージ

## 良質な住宅ストックの形成・ 流通を目指して

#### 現在の仕事について

主に住宅生産行政関連の予算要求業務に携わっています。予算といっても、長期優良住宅などの性能の高い住宅の新築やリフォームに対する支援、先導技術を活用した取組に対する支援など、その内容は多岐に渡ります。予算は私たちが目指す政策目的を達成するための重要なツールの1つです。先導的な取組を行う民間事業者への支援を通じて得られる、政策の企画立案のきっかけとなる新たな知見や、一般の方や事業者、行政職員の方々から頂く意見などを、今後の制度の見直しに活かすことも重要な業務の1つになっています。

#### やりがいについて

性能の高い住宅ストックの形成や、既存住宅が適切に評価されて流通すること、金利変動リスクを抑えた長期固定金利の住宅ローンの選択肢を確保することなど、政策目的の実現に向けた制度の企画立案のため、様々な関係者とのやり取りの中で知見を広げ、日々の業務を遂行していくことに、忙しくもやりがいを感じています。

職場には民間企業・地方公共団体からの出向者も 多く、様々なキャリアを持った方々が集まってい ます。また、 1~2年でポストが変わり、業務 内容も変わるので、建築・住宅・まちづくりの知 見が日々広がる実感があり、喜びを感じます!



※ 所属は当時のもの

## 05

## 都市計画・まちづくり

都市計画・まちづくりに関する業務は、都市のゾーニングなどを行う土地利用規制制度、良好な都市のインフラ整備などを行う再開発プロジェクトなど、多岐にわたります。建築分野では、住宅や工場の混在による住環境の悪化を防ぐための規制や、開発プロジェクトに合わせたインフラ整備への支援などを行っています。

## 良好な市街地環境の確保

- 良好な市街地環境を確保するため、建築物の高 さの規制や立地規制を行っています。
- これらの規制は紛争の防止や都市の利便性の向上を図るうえで歴史のある重要な制度ですが、 より良いまちづくりのため、都市に求められる 建築物のあり方の変化に柔軟に対応させていく 必要があります。
- このため、脱炭素化や物流効率化、シェアオ フィスの整備などの社会ニーズに応じた規制の 見直しを進めています。



大規模な庇に関する規制を合理化し、 物流倉庫の建設を支援 (写真はイメージ)

## 都市の防災性の向上

- 密集市街地や狭あい道路を有する市街地では、 大地震の際の避難経路の確保や火災の延焼の防止が困難になります。
- また、老朽化した住宅地では、地震時に盛土の 崩落や液状化といった大規模な被害が発生する 危険性があります。
- これらの課題を解決するため、建築物の建替え や道路整備、宅地地盤の強化への補助などの施 策を展開し、市街地の更新を促進することによ り、都市の防災性の向上に取り組んでいます。



幅員が4m未満の狭あい道路の拡幅

## 増加する空き家への対応

- 日本では空き家が増え続けており、この30年間で2 倍以上に増加しています。
- 空き家が放置されると、倒壊や崩壊、ごみの不法投棄、放火などによる火災発生など様々な悪影響が生じます。
- ●2023年6月には空き家法を改正し、空き家の発生抑制や放置の防止、状態が悪くなってしまった空き家の除却、良好な状態の空き家の活用を促進していく施策の検討・実施に取り組んでいます。





空き家をコミュニティカフェとして再生(越前町)

## コンパクトシティの推進

- 人口減少、高齢化が進む中、持続可能な都市経営の ためには、コンパクトなまちづくりの推進が必要です。
- ●また、まちなかを車中心から人間中心の都市空間へ 再編し、魅力的な空間を形成することが重要です。
- このため、住宅や都市の機能をコンパクトに誘導するための枠組みを創設し、各都市の計画づくりを支援しています。



コンパクトシティの取組を進める富山市

## 多分野協働で 都市のあり方を考える

#### 都市計画における国の取り組み

都市計画は、都市をこのようにしたいというビジョン・計画を民主 的な手続きを経て決定し、その内容に実効性をもたせるべく、規制な どの法律的な効果を与えるという政策です。

国は、その根幹となる法律を制定、時代の要請に応じて改正し、地方公共団体は、国が定めた法律に基づいて、具体の地域に都市計画を定めてまちづくりを行っていくという役割分担になっています。

#### 都市計画課での建築職の仕事

国土交通省の都市計画課では、建築、土木、造園、法律など様々な分野の人が集まって仕事をしています。その中で私たち建築職は、建築のみならず様々な分野の制度を理解し、コミュニケーションをとりながら仕事をしていくことが求められます。

個別分野に限らず、広く国土交通行政に携わることができるポジションがあるのも建築職の魅力です。

社会は常に変化しており、時には建築・都市計画の枠を超えた新たなニーズ・課題が国には寄せられます。様々な関係者とも意見をぶつけ合いながら、最後には一つの方向を向き、建築・都市計画のプロとして答えをだしていく。国でしか味わえない、ダイナミックな仕事です。



※ 所属は当時のもの

## 建築・住宅分野の国際関係業務

建築・住宅分野の業務には、国際関係の業務もあります。具体的には、日本企業の海外展開のサポートや、新興国の持続的発展に向けた国際協力、国際的なルールづくりへの参加、先進諸国との情報交換などを行っています。また、建築行政系職員は、国際機関に出向して、国際的な防災対策や省工ネなど、グローバルな課題に取り組むこともできます。

## 日本企業の海外展開のサポート

- ●少子高齢化の影響などにより国内市場の縮小が懸念されるため、 日本企業の海外展開を進めることは重要です。
- このため、住宅・建築関係の日本企業の海外展開をサポートするなど、様々な取組を実施しています。
- 具体的には、新興国における日本企業の活動に対する支援や、 相手国政府との調整、相手国への日本の建築技術・制度の紹介、 新興国の基準や制度の調査などを行っています。

## 新興国の持続的発展に向けた国際協力

- 住宅・建築分野の課題を抱える新興国において、今後の持続的 経済発展につながるよう、関係機関と協力しながら、技術的、 制度的な支援を行っています。
- また、新興国向けの研修やセミナー開催などを通じて、建築・ 住宅分野における人材育成、能力開発の支援を行っています。

## 国際的なルールづくりへの参加

●住宅・建築に関する国際的なルールづくりに参加し、海外に事業展開する日本企業にとって不利なルールとならないよう意見を表明したり、日本の建築技術が生かされるようなルールの提案などを行っています。

## 先進諸国との情報交換

- ●定期的に2国間、多国間会議を開催し、住宅・建築分野の情報 交換を実施しています。
- また、相手国での現地調査やヒアリングを行い、日本の建築・ 住宅政策の参考とすることもあります。

#### <具体的な事例>

- ・2018年度にサウジアラビア政府 に対し、日本の住宅政策や建築技 術について情報提供するための ワークショップを開催。
- ・2021年度にエルサルバドル・コロンビア・グアテマラ・チリ・アルゼンチンで、日本の関係団体と協力し、日本の免震・制振技術の紹介をするワークショップを開催
- ・2021年度に東南アジアで、ローコスト住宅や耐震性を有するコンクリートブロック造技術の普及について企業と協力して実施

#### <具体的な事例>

- ・住宅金融支援機構やUR都市機構 と協力し、フィリピン・インドネ シア等において住宅金融や住宅供 給に関する支援を実施
- ・2020年からカンボジア建設法に 基づく建築技術規制の策定支援を 実施
- ・毎年JICAと協力し、新興国向けに 建築防災や住宅供給政策に関する 研修を実施

#### <具体的な事例>

・ISOにおける、構造安全、火災安全、省エネ性能などに関する国際 基準の作成に参加

#### <具体的な事例>

- ・フランス、中国、韓国と建築住宅 分野の2国間会議を定期的に開催
- ・建築規制に関するアメリカ・カナ ダとの3か国会議や、欧米諸国と の会議を毎年開催
- ・2019年度に、オーストラリアや ニュージーランドの住宅を調査

## <国際機関への出向者・海外留学経験者の声>

## グローバルな視点の獲得

#### 国連機関から世界各地の防災力向上に貢献

フランスのパリに所在するUNESCO本部(国連教育科学文化機関)に出向し、世界各地で防災プロジェクトや国際会議を実施しました。日本で得た地震対策などの様々な防災分野の行政経験を活用し、各地の実情を踏まえながら様々な防災施策を企画することで、世界の防災力向上に貢献できたのはとても有意義な機会でした。

#### 刺激的で成長を実感できる環境

海外の被災調査や国際会議での登壇も経験しつつ、多国籍な同僚や他の国際機関、各国政府関係者、専門家などとの交流を通じ、自身の視野が広がるだけでなく、改めて国家公務員として、国際的な視野、世界の中の日本を考えることができた貴重な機会でした。家族での渡仏は想像よりも遥かに楽しく、日本では得られない経験により、家族全員が大きく成長したと感じる3年間でした。



TABUSHI Shoichi 田伏 翔一 (18年目) 2022年8月から3年間UNESCOへ出向

UNESCO本部(パリ) にて

## 世界各国の政府・都市とグローバル課題に取り組む

#### 世界のシンクタンクとしてのOECD

「世界最大のシンクタンク」とも呼ばれるOECD(経済協力開発機構)に出向しました。OECDは40弱の国が加盟する国際機関で、調査分析や政策提言を行っています。テーマは経済に限らず、地域開発や都市政策、最近では住宅価格の高騰や社会格差の拡大を背景に住宅政策にも注目が集まっています。私は、気候変動対策において役割を期待されている建築分野の環境対策のプロジェクトを立ち上げました。

#### 様々な国や都市との会議や議論

文化や価値観が異なる中で働く苦労もありますが、それ以上に国や分野の枠を超えてグローバルな課題に取り組むという大きなやりがいがあります。国際会合や海外出張の機会も多く、色々な国や都市を知り、人と出会えるのも魅力の一つです。国家公務員にはこうした国際的な役割もありますので、興味のある方はぜひトライしてみてください。



OECD本部(パリ)にて

## 多量のインプット、異文化交流、 そしてリフレッシュの留学生活!!

アメリカのカリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)の公共政策学修士課程(MPP)に2年間留学しました。大学院では、経済学、統計学、政治学等に加えて住宅政策や都市計画を学んだほか、卒業プロジェクトとして、NPOに対する政策提言も行いました。

留学中は、時間を気にせずにアカデミックな理論・知識を大量にインプットできる(しなければならない?)またとない機会です。留学中に得た知識は、帰国後に仕事で政策の議論をする際も、自分の思考の軸になっていると実感します。

生活面でも、カリフォルニアの太陽の下、快適で楽しい2年間でした。休暇には妻とアメリカ中を旅してまわり、心身ともにリフレッシュすることもできました。



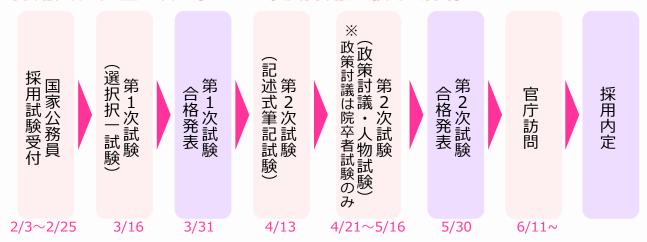
SATO Takahiko 佐藤 貴彦 (14年目) 2017年7月から2年間海外留学

学科長から修了証書受領の瞬間

## 国土交通省の職員になるには

国土交通省の職員になるためには、まずは国家公務員採用試験に合格する必要があります。 この試験の合格者の中から、業務区分ごとに採用面接試験(官庁訪問)を実施して、採用者を 決定します。

## 採用スケジュール(2025年度採用試験の場合)



## 国家公務員採用試験とは

- 人事院が実施する資格試験です。志望先の省庁にかかわらず合格が必要であり、合格者は次のステップとして、各省庁の採用面接試験(官庁訪問)に進むことができます。
- 2023年実施の試験より、合格有効期間が5年間となり、大学2年生から受験可能となるため、 就職を考えている年よりも前に、資格として先行して取得することが可能です。
- 過年度試験の合格者は、有効期間内であれば、改めて試験を受けることは不要です。また、 当該年度の合格者に先立ち(上記スケジュールより先行して)、官庁訪問・内々定を受ける ことができる場合があります。

## 官庁訪問とは

- 国土交通省総合職技術系では、12の業務区分に分かれて、官庁訪問を受け付けています。
- 建築行政系総合職での採用を希望する人は「(6)住宅・建築・都市・まちづくり関係」の 区分で面接を受けることになります。

## 詳しい採用情報を確認したい方はこちら

最新の情報はこちらでご確認ください

• 国家公務員採用試験、官庁訪問のスケジュール等

人事院 採用情報HP

https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html

国土交通省の採用情報、説明会のスケジュール等

国十交通省 採用情報HP

http://www.mlit.go.jp/saiyojoho/index.html

#### 採用O&A

#### 01.最近の採用状況を教えて下さい。

総合職の技術系全体で90人程度採用されており、建築行政系総合職の職員は、 年によって違いますが、5名~10名程度となっています。

#### Q2.大学で建築学や都市工学を専攻していた人は、どの採用区分を受けることができますか?

国土交通省で建築・都市計画関係の業務を行う区分としては、官庁営繕(区分4)、建築(区分 6)、土木(区分8)があります。官庁営繕(区分4)では、主に官公庁施設の整備に関する業務 を担当します。建築(区分6)では、建築行政全般や都市計画、まちづくり等に関係する業務を扱 うことになります。土木(区分8)の場合は、都市施設の整備に関する業務のほか、河川・道路整 備関係、港湾・空港・鉄道整備関係などに関する業務を行います。

※各区分は2022年度の実績です

#### O3.国家公務員採用試験では、どの試験科目を選択した人が多いのでしょうか?

建築学を専攻していた人は、一次試験では、構造力学(建築)、建築構造・材料・施工、建築 計画・法規・設備、建築史・都市計画など、建築学科で一般に履修する科目を選ぶ人が多い傾向 にあります。二次試験では、同様に建築設計を選んだ人が多いようです。

都市工学を専攻していた人は、一次試験では、土木系の科目、建築系の科目、工学の基礎的科 目などから、得意な科目を選択する人が多い傾向にあります。二次試験では、都市設計を選んだ 人が多いようです。

#### O4. 建築の専門的な知識は必要ですか?

技術系職員として、専門的な知識は一定程度求められますが、仕事をする中で自然と身に付き ます。また、高度に専門的なことは、国の研究機関や大学の先生方の力をお借りして仕事をしま す。個別の専門知識よりも、建築行政全体を俯瞰し、今必要な技術的検討は何かを整理し、考え ることが求められます。

#### 05.業務説明会などのイベントには、何度か参加しましたか?

1回は参加している人が多いようです。実際に働いている職員の話を聞くことができる貴重な機 会であり、将来的な自分のキャリアのイメージを採用前に抱いておく意味で、参加するメリットは 大きいと思います。また、同志がたくさん集まる場所でもあるので、他の参加者の興味・関心を知 りながら、自らの持つ知識の範囲を広げることにもつながります。

#### O6.官庁訪問への対策として、何か準備しておいた方がよいことはありますか?

将来的に自分が成し遂げたいことを明確にした上で、その実現のために、国土交通省の建築行 政系総合職の職員として何をしたいのかを伝えられるようにしておきましょう。

#### Q7. OB訪問はしましたか?

1,2回ほど、訪問している人が多いようです。業務説明会などではわからない、職場の雰囲気や 実際に働いている人のパーソナリティを間近で知れる機会なので、是非チャレンジしてみるとよ いと思います。連絡先に困っている方は、以下の連絡先にお気軽にご連絡下さい!

## ○採用に関する質問・相談等の問い合わせ

国土交通省住宅局住宅総合整備課 住宅ストック活用・リフォーム推進官 渡邉 峰樹

TEL: 03-5253-8111(内線39302)

メールアドレス: hgt-saiyo-arch@gxb.mlit.go.jp

## 若手職員インタビュー



※ 所属・年数は当時のもの

若手職員が実際にどのような業務を行っているのか、国土交通省で働く上での魅力について、 森田補佐、加賀田係長、木戸係長、今田係長に語ってもらいました!

---政策目標を達成するためのツールのひとつに「予算」があります。必要な予算を確保するために、住宅局の若手職員はどのような業務を行っているのでしようか。

木戸 私は「空き家」に関する予算業務を担当しています。 具体的には、空き家の活用や除却に取り組む自治体を支援 する事業について、必要な予算を確保する業務を行ってい ます。空き家対策の取組事例の収集や分析、民間企業や自 治体の担当者の方々との意見交換を行い、現場のニーズを しっかり把握したうえで、省内で議論を進め、制度に反映 しています。

加賀田 私は、公営住宅や住宅セーフティネット制度に関する予算業務を担当しています。係長・係員は、制度の検討、資料の作成、財務省担当官への説明などを行います。 木戸さんからもありましたが、ニーズ把握は大切ですよね。

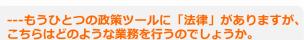


国交省には民間企業や自治体からの出向者の方がたくさんいらっしゃいますが、出向者の方々に実際に制度を活用する立場でのお話を伺うことも多いです。悩んだときに、周りの方々に相談するとすんなり解決することが多くあります。

木戸 確かにそうですね。私も 徳島県からの出向者の方と一緒 に仕事をしていますが、現場感 が分からないときは、まず聞い てしまいます。

加賀田 一方で、例えば、自治 体の方は現場感に強いですが、

他の自治体の運用については知らないこともあります。国は、その気になれば全国、さらには全世界の情報を広く把握することができます。国の強みを活かし、自治体から現場感や各地域での取組も取り入れて制度整備を進めることが大切だと思います。



森田 住宅局では、約30の法律を所管していますが、それ ぞれの担当者が、自治体や設計者の方からの法解釈の相談 に乗ったり、社会のニーズを踏まえた法改正の検討や制度 の見直しを行っています。

今田 私は、木造建築物の構造に関する基準を担当しています。直近では、2022年6月に建築基準法を改正しましたが、その中で、簡易な構造計算で設計ができる木造建築物の規模を拡大する等の基準の見直しに携わりました。技術的な検証の結果から見直しが可能であるかを専門家の先生

方と議論する、国会審議の際に答弁資料を作成する、地方 の説明会で改正内容を説明するといった業務を行いました。

森田 専門的な技術基準の見直しを行う場合は、大学の先生等の研究者にご協力いただくこともありますし、実際に法文案を作成する際には課内の法令担当者との調整を重ねることが必要となります。また、規制を強化する場合には、市場への影響もしっかりと考える必要がありますよね。



今田 本当に大変な仕事でした。 国の仕事は非常に幅が広いので、 それらの仕事を理解し、円滑に効 率よく進めていくにはまだまだス キルアップが必要だと感じました。 若手の自分よりも俯瞰的に、あら ゆる効果・影響を想定して政策の 方向性を検討している上司や先輩

の姿を見て、自分もそのような思考力を習得したいと感じ る日々です。

森田 人によって違う理想と意見を、最後は一つにまとめるところが、一番苦労するところですが、一番の腕の見せ所でもありますよね。あと、純粋に、どういった制度や政策があったらこの課題を解決できるだろう、ということを考えたり実際に解決できたりするのは楽しいです。

#### ---職場の雰囲気はいかがでしょうか?

今田 様々なキャリアパスを持った職員や、自治体や民間 企業からの出向者がたくさんいるため、画一的な考え方に 縛られず、多様な考え方が受け入れられている職場だと思います。様々な視点からの意見を出し合えるので、政策を 進めていく上で活発な議論ができる環境であると感じています。

加賀田 私は住宅局で3つの課を経験しましたが、いずれの課も風通しのよい雰囲気で、何か悩んだときにはすぐ上司に相談をできる環境で、大変過ごしやすい職場です。公務員というと少しお堅いイメージかもしれませんが、柔らかい人も多く、話しやすい良い雰囲気だと思います。

**森田** 私は、バランスボールに乗って仕事をしていますが、 それが許されている職場です。

木戸 それは森田さんのキャラクターで許されているんで す 笑

#### ---国家公務員の仕事は激務と聞きますが、仕事と 家庭は両立できているのでしょうか?

加賀田 「毎日深夜まで働いている」というイメージを 持たれているかもしれませんが、国家公務員の働き方改 革も進み、一般的な企業と働く時間は大きく変わらない と思います。もちろん、どうしても遅くまで働かないといけない時期はありますが、そういうときでも「この日は少し早めに帰って家で過ごす」など自分で決めてメリハリをつけ、家族との時間も大切にしています。

今田 私はテレワークをうまく活用して、通勤に使っていた時間を家事や休息に充てています。現在は週1回程度テレワークをしていますが、Web会議やチャットなど、上司とコミュニケーションをとりやすい環境が整備されてきていると感じています。

木戸 森田さんは育児もありますが、どのように両立していますか。

森田 子供を産むと、こちらが逆にそんな気遣い要らないよ!ってほどに周りが業務時間や業務内容に配慮しようとしてくれました。私としては、妻や母になっても歩みたい自分の人生があったので、使いたい制度を上司にきちんと説



明し、自分がどういう働き方をしたいのかを伝えました。 周囲の理解もあって、私にとっての理想の働き方ができて いると思います。

加賀田 働き方の裁量も大きく、個人の考えを尊重してくれる環境が整っていますよね。

#### ---最後に、国土交通省を目指す建築系学生の方への メッセージをお願いします。

今田 国の仕事はイメージを持ちづらいかもしれませんが、 建築・住宅・まちづくりという分野を軸に、制度づくり、 補助・支援事業等の立案や実現など幅広いことに取り組め る仕事です。

本戸 国土交通省の業務は大変なこともありますが、国全体に関わるやりがいの大きいものです。建築物の安全性や省工ネ性能などの建築物の基準から、実際に建築物を建てる際の手続きや建築物の管理、危険な空き家など不良な建築物の除却まで、建築物のいろいろな面と関わっていくことになります。学部・院での専門分野に限らず、建築物に関する興味や愛を存分に発揮していただきたいと思います。

加賀田 「この職場の職員だからできる」ということが多くある職場です。住宅や建築、都市施策に関して興味がある方であれば、日々学べることが多く、やりがいのある仕事ができる職場だと思います。

**森田** 身も心もどっぷり浸かって仕事すると、楽しいですよ! 霞が関でお待ちしています。

## キャリアパス



日々の暮らしを少しでも、安全で、安心で、そして快適に、 その思いが、仕事の原動力になります。

## 住宅局 住宅生産課 住宅ストック活用・リフォーム推進官 杉浦

「法律などの制度の枠組みから社会の変革に貢献していきたい!」という思いから、国 家公務員になることを選びました。

仕事においては、社会・経済の動きに敏感になること、生活者として感じた疑問を突き 詰めることを、大切にしています。 [1999年入省]

2023年 現職

#### 2018年(20年目)

住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室

住宅における消費者保護の制度として「住宅瑕 疵担保責任保険 | や「住宅紛争処理 | がありま す。これまでは新築住宅を主な対象としていま したが、既存住宅流通を活性化する観点から、 リフォームや既存住宅についても、住宅紛争処 理の対象とする法改正を行いました。

フレックスタイムやテレワークなどの支援制度 をフル活用し、子育てと仕事を両立させました。



出向

※ 所属は当時のもの



子どもの小学校入学



出産・育児休暇 (1年2カ月) 子どもとの時間を大切に!



2013年 国土政策局総合計画課

2016年(18年目)

2012年 総合政策局安心生活政策課

2011年 国内留学(政策研究大学院大学)

#### 2008年(9年目)

横浜市建築企画課(兼)地域まちづくり推進課

美しい景観を誇ることで有名な横浜市の住宅 地は、実は都市計画法・建築基準法による規制 に加え、条例に基づく市民活動によって維持・ 保全されています。市民によるまちづくりの話 し合いに参加して、法律の理念を現場に落とし 込んでいくことの重要さを学びました。





政策研究大学院大学・准教授

まちづくりに関わる様々なテーマについて、学際的な研

究・指導を行ったり、民間企業と協働で地方都市再生まち づくりの研究やセミナーを実施しました。復帰後のポスト では、自分のペースで研究を行うことができました。



入省当時 職場では紅一点。 今とは大違いです!



### 2003年(5年目)

総合政策局政策課

「美しい国づくり政策大綱」の作成を担当しました。国 土交通省が「自ら襟を正して」美しさを政策課題として 取り上げたことは、当時、画期的なものとして評価され ました。この後、景観緑三法などが制定され、現在の景 観行政の礎となりました。



## 仕事もプライベートも思いっきり楽しもう! 失敗して成長しよう!

## 住宅局 建築指導課長 今村 敬 [1992年入省]

大学生時代に起業した会社がバブル崩壊とともに消え、再就職先として当時の建設省に 拾ってもらいました。建築基準行政を中心に経験を積み、アメリカで2年、自治体で3年、 フランスで3年過ごす中でワークライフバランスを身につけました。

現在は、2050年カーボンニュートラル実現に向けた省エネ基準の強化や木造建築物の推 進など、建築物の技術基準の制定・見直しを担当しています。



※ 所属は当時のもの



#### 2018年(27年目)

住宅局建築物防災対策室

西日本豪雨の政府チームと して故郷の愛媛県宇和島市 に帰省し、仮設住宅の建設 調整に奔走しました。 (写真は愛媛新聞社提供)



#### 2016年(25年目)

内閣官房

「明治日本の産業革 命遺産」対応として、 世界遺産委員会に出 席しました。

(写真はバーレーン)

#### 2015年

都市局都市計画課 インバウンド対応として ホテルの容積率緩和

2023年

現職

2010年 住宅局建築指導課 東日本大震災対応、耐震 診断義務化



JAPAN

地震防災担当として3 年間パリとジュネーブ で暮らしました。

ユネスコ本部(パリ)

出向

个画官

四川大地震後に現地で被 害調査。写真は断層被害 を免れた「最強の学校」





海外で長男、 長女が誕生!

#### 1999年(8年目)

ハーバード大学行政大学院

建築基準法改正や住宅品確法 制定の苦労の後、2年間アメ リカで心身を癒やしました。

留学

不動産証券化や環境問題 など一生懸命に勉強した ほか、様々な国の学生と の交流も満喫しました。



#### 2004年

住宅局建築指導課 構造計算書偽装事件対応、 建築基準法等の強化

2001年

宝塚市都市創造部長 震災復興事業(再開発・ 区画整理等)の統括

大学キャンパス で今の妻(他省 出身)に見初め られ(諸説あり) 帰国後に結婚!

1996年(5年目)

住宅局建築指導課

建築基準法を改正し、 建築確認・検査の民間 開放、建築基準の性能 規定化を実施。



宴会芸で 凌ぎを削る

## 若手職員の声

建築職として働いている若手職員に、仕事のやりがいや休日の過ごし方など、リア ルな日常をインタビューしました。



仕事の やりがいは?



実験や現場の声をもとに 技術基準の改正を検討しています



改正内容が実際に世の中に 反映されたときには、 特にやりがいを感じます!



席の近い先輩と よくランチに行きます! 食堂・レストラン・お弁当など 昼食の選択肢は豊富です



上司にも積極的に 意見を伝えられる環境です











休日に同期と お出かけしました!





若手職員を中心に 勉強会(業務説明会・ OB講話会・視察など) を行っています



働き方は 柔軟?





業務内容にもよりますが、 テレワークや時差出勤など 柔軟に取り入れています!



気分転換に、省内にある サテライトオフィスも使用できます

メンター制度があり、気軽に 仕事や生活の相談をしています



地方出身 でも安心?





休日の 過ごし方は? 同期旅行!

定期的に温泉につかります

山登り@御岳山 事務職の同期とも交流 しています





議論に参加しています!

上司は どんな人?



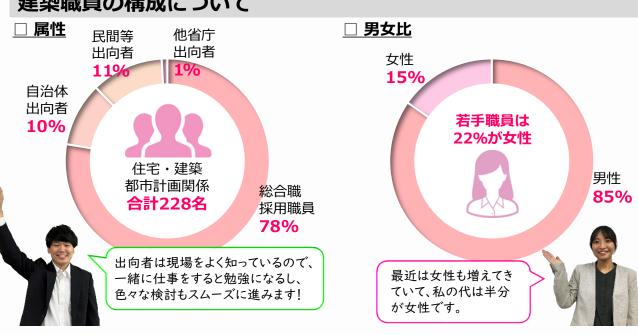
広い視野で新しい 取組みを考えられている 上司のもとで、日々学びが たくさんあります!

## 数字で見る建築職員

国土交通省の建築行政系総合職の職員とは、どのような人たちなのでしょうか。

建築職員の構成について、4つの観点から分析するとともに、職場環境や住宅事情、学生時代 のことについて、1~5年目の若手職員にアンケートしてみました!

## 建築職員の構成について



#### □ 霞が関に勤務している人の業務分野 □ 勤務地 他省庁 関東地方以外 建築物の安全・ 12% 8% 安心の確保 その他 22% 12% 関東地方 (霞が関以外) 建築・住宅分 野の国際関係 18% 建築物の 業務 2% 環境対策 合計169名 9% 霞が関 都市計画。 **74%** まちづくり 誰もが安心し 23% て暮らせる住 環境の実現 勤務地を問わず現場を見せて 9% いただく機会は多くあり、政策 安心して住宅を取得 と現場での運用を横断的に考 できる環境づくり えることができます。 11% 近年では1年目から整 住宅局、都市局のほか、 備局で、自治体とのやり その他の局や消防庁、 とりを通じて現場を経験 内閣府などの他省庁で できる機会があります。 働いている人もいます。

## 職場環境、学生時代について (1~6年目の若手職員へのアンケート結果)

### □ ポストの平均在席年数



仕事の幅広く、異動も多いですが、 業務ごとに最新の情報が集まるた め知見が広がります!

> キャリアの中で様々なポストを経験 し、環境は変わり続けますが、建築・ 住宅・まちづくり分野の変わらない 使命を遂行していきます!

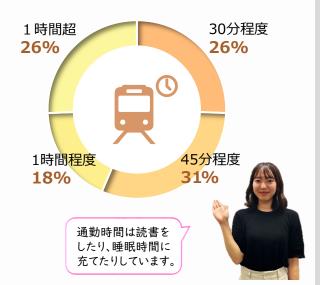


毎年秋ごろに行う人事面談の際に、 来年度のポストについて相談する ことができます。

#### □ 年間の休暇取得日数 5日未満



#### □ 通勤時間



□ 入省前の経歴

3% 学部卒 13% 社会人 18% 院卒

既卒

## □ 住宅局(建築職)の志望理由

職場の雰囲気 15%

自分の専門を 生かせる分野 **15%** 



自分の希望・野望に 合った仕事

前職の経験を生かせる

38%

67% 私は学部卒ですが、年齢関係なく、

同期とは公私共に仲良くしていま す。学部卒の方もお待ちしていま すので、是非一緒に働きましょう!





想像よりはるかに幅広い仕事 があり、常に新しいことに挑戦 できる環境です!

